**ハローワーク春日井（雇用保険課）からのお知らせ（重要）**

**１月２４日に失業認定のためハローワーク春日井へ来所予定の方**

**今季一番の寒波到来に伴う失業認定日（1/24）の特別な取り扱いについて**

今季一番の強い寒気の影響で、1月24日（水）は大雪となり平野部でも積雪が予報されております。このため公共交通機関の乱れ等でハローワークへの来所が困難となる場合が予測されます。

ハローワーク春日井では、1月24日（水）は通常通り失業認定を実施しますが、当日に降雪等の影響により来所が困難な場合には、特別な取り扱いとして失業認定日を変更することが可能です。

後日来所が可能になりましたら速やかにハローワーク春日井へお越しください（※）。

何か不明な点がある場合は、給付係（0568-81-5137）までお尋ねください。

※遅くとも次の認定日の前日である2月20日（火）までに来所いただく必要があります。

お問い合わせ先

ハローワーク春日井

雇用保険課

0568-81-5137